

通知電気工事業者は、その営業所及び2日以上にわたる電気工事の施工場所ごとに、その見やすい場所に以下の標識を掲げなければならない。また、自社を紹介するホームページ等がある場合、標識と同様の内容をホームページ等に掲載する。

※自家用電気工作物に係る電気工事のみを行う方で、かつ、建設業許可を受けていない方

様式第15の2 (第12条)

通知電気工事業者通知票	
通知先	千葉県知事通知第〇〇〇〇〇〇〇号 ①
通知の年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ②
氏名又は名称	株式会社〇〇〇〇 ③
代表者の氏名	〇〇 〇〇 ④
営業所の名称	〇〇〇〇〇〇〇 ⑤

(備考)

- 1 営業所の名称は、これを掲示する営業所に係るものに限る。
- 2 標識に記載する事項は、受理通知書や開始通知書等を参考とすること。
- 3 内容に変更が生じたときは、速やかに修正するとともに変更通知書を提出すること。

参考

電気工事業開始通知受理通知書	様式第14の2 (第10条の2) 電気工事業開始通知書
住所	住所
氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③	氏名又は名称 株式会社〇〇〇〇 ③ 法人にあつては 代表者の氏名 〇〇 〇〇 ④
上記の者について、次のとおり電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定による通知があつたことを証明します。 平成 年 月 日 千葉県知事	電気工事業の業務の適正化に関する法律第17条の2第1項の規定により、次のとおり通知します。
1 通知年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日 ②	1. 営業所 営業所の名称 〇〇〇〇〇〇〇 ⑤ 営業所の所在地
2 通知番号 千葉県知事通知第〇〇〇〇〇〇〇号 ①	2. 法人にあつては、その役員の氏名 3. 電気工事業の開始予定年月日